

札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付要綱

平成26年3月28日

保健福祉局長決裁

最近改正 令和8年9月1日

(趣旨)

第1条 重度身体障がい者の自立更生を促進するため、これらの者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に必要な経費について、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、札幌市とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、本市に居住地を有し、次の各号の全てに該当する在宅の者（障害者支援施設、介護老人福祉施設、救護施設等の施設に入所していない者）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に定める身体障がい者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による肢体不自由の障がい程度が1級又は2級の者
- (2) 自らが所有し運転する自動車の操行装置又は駆動装置等を、自己の障がい特性に配慮した仕様に改造することにより、就労等の自立更生の促進が図られる者
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条及び第21条に規定する特別障害者手当の支給に係る所得制限の基準に該当しない者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 自らが所有し運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の改造に要する経費の一部を交付するものとし、その額は50,000円とする。ただし、改造を実施するのに必要な経費が50,000円に満たない場合にあっては、その経費に相当する額を交付することとする。

- 2 自らが脱着を行う操行装置及び駆動装置等（以下「脱着式運転補助装置」という。）の取付けについても、本事業における改造とみなした上で前項の規定を準用するが、当該脱着式運転補助装置を自らが所有し運転する自動車以外の自動車においても使用する場合はこれを認めない。

(補助対象除外期間)

第5条 本事業による補助を受けたことのある者は、原則として市長が補助金交付を決定

した日から起算して３年間は、本事業による補助金の交付の決定を再び受けることはできない。

- ２ 前項の規定に関わらず、過去３年間に本事業による補助を受けた金額の合計が５０，０００円に満たない者については、本事業による補助を再び受けることができる。この場合における補助金額は、「５０，０００円から過去３年間に本事業により補助を受けた金額の合計を控除した額又は改造を実施するのに必要な経費のうち、いずれか低い額」とする。

（申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「補助金交付申請者」という。）は、改造を実施する前の段階で、次の各号の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- （１）札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付申請書（様式１）
- （２）見積書（自動車改造の内容とその経費が記載されたもの（脱着式運転補助装置の場合は、その購入に係る経費が記載されたもの））及びカタログ等
- （３）自動車検査証の写（改造予定の自動車を既に自己所有している場合に限る）
- （４）自動車運転免許証の写
- （５）身体障害者手帳の写
- （６）第３条第３項の基準に該当するか否かを審査するために必要な所得等に関する書類
- （７）当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書（様式２）
- （８）その他、市長が必要と認めた書類

- ２ 補助金を受けようとする自動車改造について、改造終了後の補助金交付申請は、いかなる場合もこれを認めない。

（補助金の交付の決定）

第７条 市長は、第６条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- ２ 市長は、交付申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。

- （１）札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年 条例第６号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団
- （２）暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員
- （３）暴排条例第７条第１項に規定する暴力団関係事業者
- （４）その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不適当であると市長が認める者

- ３ 市長は、前各項の審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、申請者に対

し、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付決定通知書（様式３）により通知するものとする。また、この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を附することができる。

４３市長は、第１項及び第２項の審査の結果、申請を却下することを決定したときは、申請者に対し、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付申請却下決定通知書（様式４）により通知するものとする。

（決定内容の変更又は決定の取消し）

第８条 補助金の交付の決定を受けた者が、改造等に関する内容を変更または改造を中止する場合には、あらかじめ、次の各号の書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）札幌市身体障がい者自動車改造費補助金内容変更（中止）承認申請書（様式５）

（２）その他、市長が必要と認めた書類

２ 市長は、前項の申請内容を審査した結果、変更又は中止が必要であると認めたときは、前条第２項の決定内容の全部若しくは一部を変更し、又は決定を取消することができるものとする。

３ 市長は、前各項の規定によらず交付の決定を受けたものが以下に該当する場合は補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。

（改造終了報告）

第９条 補助金の交付の決定を受けた者は、改造を終了した後において、次の各号の書類を添えて、市長に改造終了報告をするものとする。

（１）改造終了報告書（様式６）

（２）改造実施事業者が発行した改造に要した経費に係る領収書（脱着式運転補助装置の場合は、販売事業者が発行した脱着式運転補助装置購入に要した経費に係る領収書）

（３）自動車検査証の写

（４）その他、市長が必要と認めた書類

（補助金の確定）

第１０条 市長は前条の改造終了報告に基づき、補助決定に沿った改造内容であったかどうかについて審査を行い、補助金額を確定するものとする。なお、改造終了報告を行った決定対象者に対しては、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付確定（振込）通知書（様式７）により、補助確定額等を通知するものとする。

（補助金の交付）

第１１条 補助金は、補助額の確定の後において、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金請求書（様式８）による請求に基づき交付するものとする。

（返還の請求）

第12条 市長は、第8条第2項及び第3項により、交付決定の取消しをした場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする
(書類の経由)

第13条 この要綱により市長に提出する書類は、居住地を管轄する区の保健福祉部長(以下「保健福祉部長」という。)を経由しなければならない。

2 保健福祉部長は、補助金交付申請にあたり、補助金交付申請者が実施しようとする自動車改造が、本事業の趣旨に合致しているかについて、十分確認するものとする。

3 保健福祉部長は、第6条、第8条、第9条、及び第11条に定められた書類を受理するにあたっては、交付の決定、変更、取消し、確定についての審査、及び補助金の交付に関して、必要な情報が的確に記載されているかを十分確認するものとする。

4 保健福祉部長は、第6条に定められた書類については札幌市身体障がい者自動車改造費補助金の交付申請に係る進達書(様式9)を、第9条及び第11条に定められた書類については札幌市身体障がい者自動車改造費補助金に係る改造終了報告及び交付請求の進達書(様式10)を添付して、すみやかに障がい保健福祉部長に進達するものとする。

5 保健福祉部長は、第6条に定められた書類を障がい保健福祉部長に進達するにあたって、第3条第3項の基準に該当するか否かを審査することとする。

(電信情報処理組織による申請等)

第14条 この要綱に定める様式を使用して行うことされている申請及び届出(以下「申請等」という。)については、電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置含む。))とその申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の方法により行った申請等については第13条の規定は適用しない。

(委任)

第15条 この要綱の施行について、必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年3月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年11月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日前に交付決定をした補助金については、適用しない

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。